

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

条 例

- 条例第1号 宇治市市税条例の一部を改正する条例
 (税務課) … 2
- 条例第2号 宇治市墓地公園条例の一部を改正する条例
 (環境企画課) … 2
- 条例第3号 宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 (建築指導課) … 2
- 条例第4号 宇治市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
 (交通政策課) … 3
- 条例第5号 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 (保育支援課) … 3
- 条例第6号 宇治市介護保険条例の一部を改正する条例
 (介護保険課) … 3
- 条例第7号 宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 (介護保険課) … 4
- 条例第8号 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 (介護保険課) … 4
- 条例第9号 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 (介護保険課) … 7
- 条例第10号 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 (介護保険課) … 8
- 条例第11号 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 (介護保険課) … 8
- 条例第12号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 (国民健康保険課) … 9
- 条例第13号 宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 (人事課) … 10
- 条例第14号 宇治市市税条例の一部を改正する条例
 (税務課) … 11

条例

宇治市市税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。
令和6年2月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第1号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の3の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第3条の4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第20条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第20条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第27条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第4条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市墓地公園条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。
令和6年3月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第2号

宇治市墓地公園条例の一部を改正する条例

宇治市墓地公園条例（令和3年宇治市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項後段中「、前条第1項の許可を受けた日」を「、個別安置室に焼骨を安置した日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市墓地公園条例の規定は、この条例の施行の際現に個別安置室の使用の許可を受けている者についても、適用する。

（揭示済）

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年3月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第3号

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成25年宇治市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定」を「及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第58条第1項の規定」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「者」を「者（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第7条第1項の規定に違反し、同法第29条の規定による罰則の適用を受ける者を除く。）」に改め、同項第1号中「又は第5条第1項」及び「（次号に規定する場合を除く。）」を削り、同項第3号中「第6条」を「第5条第1項の規定に違反した場合（前号に規定する場合を除く。）又は第6条」に改める。

別表第1中

「 を

東牟上り地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画東牟上り地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	--

」 に

東牟上り地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画東牟上り地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
国道24号沿道安田町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画国道24号沿道安田町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

改める。

別表第2に次のように加える。

3 国道24号沿道安田町地区地区整備計画区域

制限	
用途の制限	(1) 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 ア 工場（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「標準産業分類」という。）に掲げる大分類E一製造業に属するものに限る。） イ 事務所（標準産業分類に掲げる大分類E一製造業に属するものに限る。） ウ 研究開発施設（標準産業分類に掲げる大

分類E一製造業に属するものに限る。）
 エ 倉庫（標準産業分類に掲げる大分類E一製造業に属するものに限る。）
 オ アからエまでに掲げる建築物に附属するもの
 (2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる建築物は、建築してはならない。
 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他これらに類するもの
 イ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第6項に規定する再資源化をする施設その他これに類するもの

敷地面積の最低限度 1,000平方メートル以上

壁面の位置の制限 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次の各号に掲げる用に供する附属建築物のうち、地階を除く階数が1のものについては、この限りでない。
 (1) バス停留所の上屋
 (2) 守衛所
 (3) 自動車庫
 (4) 自転車置場
 (5) 物置
 (6) 東屋
 (7) 通路で、外壁を有しないもの
 (8) 門又は塀

高さの最高限度 20メートル以下

塀の構造の制限 地区計画の地区施設として定める区画道路に面して塀（門柱及び意匠上これに附随する部分を除く。）を設ける場合は、ブロック塀その他これに類するものは設置してはならない。ただし、法令等で定めのある場合は、この限りでない。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年3月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第4号

宇治市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

宇治市自転車等駐車場条例（昭和57年宇治市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「宇治市小倉町神楽田37番地の1」を

宇治市小倉町神楽田33番地の59

」に改める。
宇治市小倉町神楽田33番地の59
 」

第3条第1号中「自動二輪車」を「普通自動二輪車」に、「0.125リットル以下」を「0.125リットル以下又は定格出力が1.00キロワット以下」に改める。

附則

この条例は、令和6年3月30日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年3月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第5号

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（揭示等）」に改め、同条本文中「揭示しなれば」を「揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなれば」に改め、同条ただし書中「にすることをもつて」を「当該特定教育・保育施設に備え置くことにより」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第53条の改正規定は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年3月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第6号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例

宇治市介護保険条例（平成12年宇治市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1号中「30,620円」を「29,740円」に改め、同条第2号中「40,820円」を「38,940円」に改め、同条第3号中「47,630円」を「46,380円」に改め、同条第4号中「54,430円」を「56,640円」に改め、同条第5号中「68,030円」を「70,800円」に改め、同条第6号中「74,840円」を「77,880円」に改め、同条第7号中「88,440円」を「92,040円」に改め、同条第8号中「112,250円」を「116,820円」に改め、同条第9号中「132,660円」を「138,060円」に改め、同条第10号中「142,870円」を「148,680円」に改め、同条第11号中「153,070円」

」を「159,300円」に改め、同条第12号中「163,280円」を「169,920円」に改め、同条第13号中「173,480円」を「180,540円」に改め、同条第14号中「183,690円」を「191,160円」に改め、同条第15号中「200,690円」を「208,860円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率の特例）

3 改正後の第4条第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、これらの号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1号に掲げる者 17,700円
- (2) 第4条第2号に掲げる者 24,780円
- (3) 第4条第3号に掲げる者 46,020円

（揭示済）

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年3月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第7号

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年宇治市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第8条第23項」を「第8条第23項第1号」に改め、「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和6年3月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第8号

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年宇治市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っては

ならない。

- (9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第31条第2項ただし書中「第49条第6号」を「第49条第8号」に改める。

第33条第1項中「運営規程等」を「重要事項」に改め、同条第2項中「、運営規程等」を「、重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第23条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第49条中第7号を第9号とし、第5号及び第6号を2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第56条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 第49条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第57条の7中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第57条の18第2項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 第57条の7第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第57条の19の3後段中「、同項第3号」を「、同項第4号」に、「、同項第4号」を「、同項第5号」に改める。

第57条の28中第5号を第7号とし、第3号及び第4号を2号

ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第57条の35第2項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4) 第57条の28第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項各号列記以外の部分中「次条」を「次条第1項」に改める。

第63条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第76条第2項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 第66条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第89条第1項中「、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「、身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第103条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減

に資する方策を検討するための委員会の設置）

第103条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第104条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第118条ただし書中「、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該指定認知症対応型共同生活介護事業所」を「、当該共同生活住居」に改める。

第122条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第124条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第125条前段中「及び第101条」を「、第101条及び第103条の2」に改める。

第143条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が